

- (注1) 本条文は、フィリピン政府のホームページ (<http://www.officialgazette.gov.ph/1998/02/10/agreement-between-the-government-of-the-republic-of-the-philippines-and-the-government-of-the-united-states-of-america-regarding-the-treatment-of-united-states-armed-forces-visiting-the-philippines-f/>) に掲載されている「Agreement Between the Government of the Republic of the Philippines and the Government of the United States of America Regarding the Treatment of United States Armed Forces Visiting the Philippines, February 10, 1998」(平成29年12月アクセス) を沖縄県が翻訳したものである。
- (注2) 本条文の日本語訳について、ホームページや書籍等への転載に関しては、沖縄県に対する許可申請等は不要とする。転載に当たっては、事実関係の確認等は転載者の責任において行うこと。

# **フィリピン共和国を訪問するアメリカ合衆国軍の扱いに関する フィリピン共和国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定**

## **前文**

アメリカ合衆国政府とフィリピン共和国政府は、

双方が国連憲章の目的及び原則に信頼を置き、太平洋地域における国際的及び地域的安全保障の強化を望むことを再確認し、

1951年8月30日の相互防衛条約下の双方の義務を再確認し、

合衆国軍隊の構成要素がフィリピン共和国を時折訪問する可能性があることに留意し、

合衆国とフィリピン共和国との協力は、双方の共通の安全保障上の利益を促進することを考慮し、

フィリピン共和国を訪問する合衆国の人員の扱いを定めることが望ましいと認識し、

以下の通りに合意した。

## **第一条 定義**

本協定で使用されるにあたり、「合衆国の人員」とは、フィリピン政府が承認する活動に関連して一時的にフィリピンに滞在する合衆国の軍人及び軍属を意味する。本定義の範囲内において、

- 1 「軍人」という言葉は、合衆国陸軍、海軍、海兵隊、空軍及び沿岸警備隊の構成員である軍人を指す。
- 2 「軍属」という用語は、フィリピン国民でもフィリピンに通常居住する者ではない、合衆国軍に雇用されている者又は米赤十字やUSOなど合衆国軍に随伴する者を指す。

## **第二条 法令の尊重**

フィリピン共和国において、フィリピン共和国の法令を尊重し、本協定の精神に反する行為、特に政治活動を慎むことは、合衆国の人員の義務である。合衆国政府はこれを保障するために自らの権限の範囲においてあらゆる措置を講じるものとする。

### 第三条 入国及び出国

- 1 フィリピン政府は、本協定の対象となる活動に関わる合衆国の人員の受け入れ及びフィリピンからの出国を円滑に行うものとする。
- 2 合衆国軍人は、フィリピン入国及び出国においては旅券及び査証の規制から除外される。
- 3 フィリピンに入国する合衆国軍人に対して要求されるのは下記の書類のみとし、求められた際にはこれを提示しなくてはならない。
  - (a) 氏名全て、生年月日、階級又は（あれば）軍番号、所属軍及び写真が記載され適当な合衆国当局が発行した身分証明書、及び：
  - (b) 適当な合衆国の当局から発行された個人又は集合体として作成された書類で、渡航又は訪問が許可されており、個人又は団体として合衆国の軍人であることを証明するもの。
  - (c) 軍航空機又は船舶の司令官は検疫明告書を提示しなくてはならず、フィリピン政府の管轄権を有する代表者に求められた場合には、検疫検査を行い航空機又は船舶に検疫対象疾患が存在しないことを証明しなくてはならない。合衆国の航空機や船舶、又はこれに搭載された貨物の検疫検査は、世界保健機構により発行する国際保健規制及び双方が合意した手順に従って、米国の司令官が行う。
- 4 米国軍属は査証を取得するという要件を免除されるが、要求された場合には、フィリピンの出入国時に有効な旅券を提示しなくてはならない。
- 5 フィリピン政府がその領域から合衆国の人員を退去させるよう要求した場合、合衆国の当局はその人員を自らの領域内に受け入れる、又はその人員をフィリピン国外に退去させる責任を負う。

### 第四条 運転及び車両登録

- 1 フィリピンの当局は、適当な合衆国当局が合衆国の人員に対して軍車両又は公用車両の運転のために発行した運転許可証又は運転免許証を、運転免許試験又は手数料を求めずに有効なものとして承認するものとする。
- 2 合衆国政府の所有する車両の登録は必要ではないが、適当な記号などで表示しなければならない。

### 第五条 刑事裁判権

- 1 本条の規定に従うことを条件として：
  - (a) フィリピンの当局は、合衆国の人員に対し、フィリピンの領域内で犯した犯罪がフィリピンの法令によって罰することができる場合は、裁判権を有する。

- (b) 合衆国の軍当局は、フィリピンにいる合衆国の人員に対し、合衆国の軍法により与えられた全ての刑事及び懲戒の裁判権をフィリピンにおいて行使する権利を有する。
- 2 (a) フィリピンの当局は、合衆国の人員に対し、フィリピンの法令の下で罰することができる犯罪で、合衆国の法令の下では罰することができないもの（フィリピンの安全保障に関するものを含む。）について、専属的裁判権行使する権利を有する
- (b) 合衆国の当局は、合衆国の人員に対し、合衆国の法令の下で罰することができる罪で、フィリピンの法令の下では罰することができないもの（合衆国の安全保障に関するものを含む。）について、専属的裁判権行使する権利を有する。
- (c) 本条の第2項及び第3項の規定の適用上、安全保障に関する犯罪とは次のものを意味する。
- (1) 反逆罪
- (2) 妨害行為、諜報行為、又は国防に関する法令の違反
- 3 裁判権行使する権利が競合する場合には、次の規則が適用される。
- (a) フィリピンの当局は、本条の1(b)、2(b)、3(b)に規定されているものを除き、合衆国の人員が犯したあらゆる罪に対し裁判権行使する第一次の権利を有する。
- (b) 合衆国の軍当局は、以下に関して合衆国の軍法の対象となる合衆国の人員に対し裁判権行使する第一次の権利を有する。
- (1) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国の人員の財産若しくは身体のみに対する罪、
- (2) 公務執行中の作為又は不作為から生じる罪
- (c) いずれかの政府の当局は他方の政府当局に、特定の事案について裁判権行使する第一次の権利を放棄するよう要請することができる。
- (d) 合衆国軍隊の間の秩序や綱紀を維持する合衆国軍当局の責任を認識し、フィリピンの当局は、合衆国からの要請があれば、フィリピンにとって特に重要な事件を除き、裁判権行使する第一次の権利を放棄する。事件が特に重要であるとフィリピン政府が判断した場合、フィリピンの当局が合衆国の要請を受け取ってから20日以内にその決定を合衆国の当局に伝えなくてはならない。
- (e) フィリピンの当局により合衆国の人員に対し公訴が提起された罪が、公務中の作為又は不作為から生じたものだと合衆国軍の司令官が判断した場合、その司令官はその判断を記載した証明書を発行する。この証明書は、フィリピンの適当な当局へ渡され、本条の第三項(b)(2)にあたる公務執行中だったことの十分な証拠となる。フィリピン政府が、事件の状況により公務証明書の検証が必要であると信ずる場合には、米国の軍当局とフィリピンの当局が直ちに協議する。フィリピンの当局の最高位のレベルが、その正当性を示す情報を提示できる。合衆国の軍当局は、フィリピンの立場を十分に考慮する。適当な場合において、合衆国の軍当局は、公務中の事件について犯罪者に対し懲戒又はその他の措置を講じ、その措置についてフィリピン政府に通告する。
- (f) 第一次の裁判権を有する国が裁判権行使しない場合は、できる限り早く他方の政府にその旨を通告しなければならない。

- (g) フィリピンの当局と合衆国の当局の両方が裁判権を行使する権利を有する事件の処理については、フィリピンの当局と合衆国の当局は相互に通告しなければならない。
- 4 フィリピンの当局と合衆国の当局は、それぞれの法的責任能力の範囲内で、フィリピンにおける米国の人員の逮捕及び本条の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引き渡しについて、相互に援助しなければならない。
- 5 合衆国の軍当局は、フィリピンの当局に対し、フィリピンの第一次的又は専属的裁判権の対象となる合衆国の人員の逮捕又は勾留についてすみやかに通告しなければならない。フィリピンの当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国の人員の逮捕又は勾留についてすみやかに通告しなければならない。
- 6 フィリピンが裁判権を行使すべき合衆国の人員の拘禁は、犯罪の実行から裁判手続きの完了に至るまで、合衆国の軍当局が要請すれば即座に合衆国の軍当局が行うこととする。合衆国の軍当局は、フィリピンの当局から正式な要請を受けた場合は、その人員が公訴を提起された罪に関連するいかなる捜査又は裁判手続きにも間に合うよう遅滞なく当該人員をその当局のために送迎する。例外的な事件において、フィリピン政府は合衆国政府に対し、拘禁に関する立場を提示することとし、その際、合衆国政府はこれを十分に考慮しなければならない。フィリピンの裁判手続きが一年以内に完了しない場合、合衆国政府は本項の下にあるいかなる義務からも解放される。一年の期間には、控訴に必要な時間は含まれない。また、一年の期間には、フィリピンの当局が被告人の立ち合いを図るよう適宜な通告をした後に、合衆国当局がそれをしなかつたために予定された公判手続きが遅れた時間は、遅れた時間は含まれない。
- 7 合衆国の当局とフィリピンの当局は、それぞれの法的権限の範囲内で、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施について相互に援助し、証人の参加及び証拠の収集並びに提出（押収も含む。）、及び相当な場合には、犯罪に関連する物の送付について協力しなければならない。
- 8 合衆国の人員が本条の規定に従って裁判を受け、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役し終わった時、判決を輕減若しくは猶予されたとき、若しくは赦免された時は、フィリピンにおいて同一の犯罪について再び裁判を受けることはない。但し、この項の規定はどれも、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の人員に対して、その者がフィリピンの当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国の人員がフィリピンの当局によって勾留、拘禁、又は公訴を提起された場合、フィリピンの法令によって確立されたあらゆる手続き上の保護措置を与えられなければならない。最小限度でも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
  - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受け、弁護の準備をする合理的な時間を有する権利
  - (c) 自己に不利な証人と対決し、そのような証人に反対尋問をする権利
  - (d) 自己の弁護のために証拠を提示する、又は強制手続により証人を求める権利
  - (e) フィリピンの国民と同様の根拠により、費用を要せず費用補助を受けて自らの選

#### 定した弁護人をもつ権利

(f) 有能な通訳を用いる権利

(g) 合衆国の当局と迅速に連絡をとり定期的な訪問を受ける権利及び全ての裁判手続きにその当局を立ち会わせる権利。これらの裁判手続きは、フィリピンの法令に従って法廷がその手続きに何の役割も持たない者を排除するのでない限り、公開されなければならない。

10 フィリピンの当局による合衆国の人員の身体拘束又は勾留は、フィリピン及び合衆国の当局により合意された施設で行われなくてはならない。フィリピンにおいて服役している合衆国の人員は、訪問及び物的支援を受ける権利を有する。

11 合衆国の人員は、フィリピンの通常の裁判所でのみ裁判を受け、フィリピンの軍又は宗教裁判所による裁判は受けない。

### 第六条 請求権

1 契約（合衆国との対外有償軍事援助契約の提案・承諾書及び軍装備品賃貸契約を含む）による合意を除き、両政府は、本協定が適用される活動によって生じる互いの軍隊の財産の損害、損失、若しくは破壊、又は軍人若しくは軍属の死亡若しくは負傷に対し、相互に対するあらゆる補償請求権を放棄する。

2 合衆国に対する補償請求については、契約に対する補償請求及び1項が適用するもの以外は、合衆国は、外国からの請求に関する合衆国の法令に従い、合衆国の人員の作為若しくは不作為、又は合衆国軍の非戦闘活動に関するその他の事件によって生じた損害、損失、人員の負傷若しくは死亡に対する法的価値のある請求の和解において、正当かつ合理的な補償を支払う。

### 第七条 輸出入

1 本協定が適用される活動に関連して合衆国により又は合衆国に代わってフィリピンに輸入される又はフィリピンで入手する合衆国の装備、物資、補給品及びその他の財産は、フィリピンの関税、租税、及びその他の類似する課徴金を課されない。そのような財産の所有権は合衆国に属し、合衆国はいつでも、いかなる輸出関税、租税、及びその他の類似する課徴金を課されることなく、フィリピンからそのような財産を持ち出すことができる。本項に示される例外はまた、フィリピンへの輸入後又はフィリピン国内での入手後に、そのような財産に課されるいかなる関税、租税、又はその他の類似する課徴金にも範囲を広げるものとする。そのような財産を、フィリピンから持ち出す又はフィリピン国内で処分することもできるが、適用される租税及び関税の免除の権利を有しない人若しくは会社等に対するフィリピンにおけるそのような財産の処分は、そのような租税若しくは関税の支払いが必要となり、フィリピン政府の事前の承認も必要となる。

- 2 合衆国の人員が個人的に使用する私有の荷物、身の回り品、及びその他の財産は、合理的な数量であれば、フィリピンに一時的に滞在する期間中はあらゆる関税、租税、及びその他の類似する課徴金を課されずにフィリピンに輸入又はフィリピンで使用することができる。輸入の特権を与えられていない個人又は会社等へのフィリピン国内での譲渡は、フィリピンの適当な当局による事前の承認（受取者による、フィリピンの法令に従って課される該当する関税及び租税の支払いも含む。）を得た上でのみ可能となる。そのような財産及び合衆国の人員がフィリピンで取得した財産の輸出は、あらゆるフィリピンの関税、租税、及びその他の類似する課徴金を課されない。

## 第八条 船舶及び航空機の移動

- 1 合衆国の軍隊によって又は合衆国軍隊のために運行される航空機は、実施取極に定められる手順に従いフィリピン政府の承認を得てフィリピンに入国することができる。
- 2 合衆国の軍隊によって又は合衆国軍隊のために運行される船舶は、フィリピン政府の承認を得てフィリピンに入国することができる。船舶の移動は、そのような船舶に対する国際慣習並びに慣行、及び必要であれば実施取極に従わなければならない。
- 3 合衆国の軍隊によって又は合衆国軍隊のために運行される車両、船舶及び航空機は、フィリピンに滞在する間は、着陸料若しくは入港料、航行料若しくは領空通過料、又は通行料若しくはその他の使用料（照明並びに港湾料金を含む）の支払いの対象とはならない。合衆国の軍隊によって又は合衆国軍隊のために運行される航空機は、フィリピン滞在中は地元の航空管制規制を遵守しなければならない。合衆国の非商業役務のためだけに合衆国によって所有又は運行される船舶は、フィリピンの港における強制水先案内の対象とならない。

## 第九条 期間及び終了

本協定は、当事国が、それぞれの憲法が定める発効の要件事項を完了したことを、外交ルートを通じて互いに書面で通知した日に効力を生じる。本協定は、いずれかの当事国が他方に対して協定の終了を望む旨を書面で通知した日から180日で解除となるまでは、効力を有する。

以上の証拠として、それぞれの政府により正当に委任された下名署名者が、本協定に署名した。

1998年2月10日に、フィリピン国マニラにて、本書二通を作成した。

アメリカ合衆国政府のために  
フィリピン共和国政府のために